

## 労働災害防止規程の変更について

### 1 背景

労働災害防止規程（以下「災防規程」という。）は、労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号。以下「団体法」という。）第36条第1項第1号の規定に基づき、労働災害防止協会が自主的な労働災害防止活動を行うことを目的として設定されるものであり、団体法第41条第1項の規定により、労働災害防止協会の会員には当該規程の遵守義務が課せられている。

また、災防規程の変更は、厚生労働大臣の認可を受けなければ効力を生じないこととされており（法第38条第1項）、厚生労働大臣は認可に関する処分を行おうとするときは、労働政策審議会の意見を聞かなければならぬこととされている（同条第4項）。

### 2 趣旨

平成18年4月1日より労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成17年法律第108号。以下「改正法」という。）が一部を除き施行され、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）において事業者は危険性・有害性の低減に向けた事業者の措置や過重労働対策に係る措置が義務付けられたところである。

これを受けて、各業種別労働災害防止協会において災防規程の見直しを検討し、今般、厚生労働大臣に変更認可申請がなされたものである。

### 3 各災防規程の主な変更点

#### (1) 建設業

- ① 改正労働安全衛生法の施行に伴う危険性又は有害性等の調査に係る措置及び過重労働対策に係る措置の新設
- ② 墜落、車両系建設機械、木材加工用機械等に係る安全基準の追加
- ③ 石綿、粉じん、有機溶剤等による健康障害防止対策の新設

#### (2) 港湾貨物運送事業

- ① 改正労働安全衛生法の施行に伴う危険性又は有害性等の調査に係る措置及び過重労働対策に係る措置の新設
- ② 危険物又は有害物の取扱作業等に係る安全基準の追加

#### (3) 林業・木材製造業

- ① 改正労働安全衛生法の施行に伴う危険性又は有害性等の調査に係る措置及び過重労働対策に係る措置の新設
- ② 蜂刺され、かかり木、スイングヤーダ等の機械による作業、チーンソー取扱作業等に係る安全基準の追加

#### (4) 採石業

- ① 改正労働安全衛生法の施行に伴う危険性又は有害性等の調査に係る措置及び過重労働対策に係る措置の新設
- ② 安全管理者等の職務の明示
- ③ 労働災害発生状況報告の新設

### 5 適用予定期日

認可の日から 90 日後

## ○ 建設業労働災害防止協会（昭和39年9月1日設立）

### 1. 目的

建設業を営む事業主及びその事業主団体による自主的な労働災害防止活動を促進するための措置を講じ、もって建設業における労働災害の防止に寄与する。

### 2 設立の根拠

労働災害防止団体法（昭和39年6月29日法律第118号）

### 3 会員数

613団体 61, 535事業場

### 4 事業の概要

- ① 労働災害防止規程を設定すること。
- ② 技術的な事項について指導及び援助を行うこと。
- ③ 機械及び器具について試験及び検査を行うこと。
- ④ 労働者の技能に関する講習を行うこと。
- ⑤ 情報及び資料を収集し、提供すること。
- ⑥ 調査及び広報を行うこと。
- ⑦ 安全衛生物品の普及を図ること。

## ○ 港湾貨物運送事業労働災害防止協会（昭和39年9月1日設立）

### 1. 目的

港湾運送貨物事業を営む事業主及びその事業主団体による自主的な労働災害防止活動を促進するための措置を講じ、もって労働災害の防止に寄与する。

### 2 設立の根拠

労働災害防止団体法（昭和39年6月29日法律第118号）

### 3 会員数

1, 777事業場

### 4 事業の概要

- ① 労働災害防止規程を設定すること。
- ② 技術的な事項について指導及び援助を行うこと。
- ③ 機械及び器具について試験及び検査を行うこと。
- ④ 労働者の技能に関する講習を行うこと。
- ⑤ 情報及び資料を収集し、提供すること。
- ⑥ 調査及び広報を行うこと。
- ⑦ 安全衛生物品の普及を図ること。

## ○ 林業・木材製造業労働災害防止協会（昭和39年9月1日設立）

### 1 目的

林業及び木材製造業を営む事業主及びその事業主団体による自主的な労働災害防止活動を促進するための措置を講じ、もって労働災害の防止に寄与する。

### 2 設立の根拠

労働災害防止団体法（昭和39年6月29日法律第118号）

### 3 会員数

1,426団体 14,733事業場

### 4 事業の概要

- ① 労働災害防止規程を設定すること。
- ② 技術的な事項について指導及び援助を行うこと。
- ③ 機械及び器具について試験及び検査を行うこと。
- ④ 労働者の技能に関する講習を行うこと。
- ⑤ 情報及び資料を収集し、提供すること。
- ⑥ 調査及び広報を行うこと。
- ⑦ 安全衛生物品の普及を図ること。

## ○ 鉱業労働災害防止協会（昭和39年10月1日設立）

### 1 目的

鉱業権者及び鉱業権者の団体並びに採石業者及び採石業者の団体による自主的な労働災害防止活動を促進するための措置を講じ、もって労働災害の防止に寄与する。

### 2 設立の根拠

労働災害防止団体法（昭和39年6月29日法律第118号）

### 3 会員数

36団体 177事業場

### 4 事業の概要

- ① 労働災害防止規程を設定すること。
- ② 技術的な事項について指導及び援助を行うこと。
- ③ 機械及び器具について試験及び検査を行うこと。
- ④ 労働者の技能に関する講習を行うこと。
- ⑤ 情報及び資料を収集し、提供すること。
- ⑥ 調査及び広報を行うこと。
- ⑦ 安全衛生物品の普及を図ること。

## 参考

- 労働災害防止団体法(昭和三十九年法律第百十八号)(抄)  
(業務)

第三十六条 協会は、次の業務を行なうものとする。

- 一 労働災害防止規程を設定すること。
- 二 (略)
- 2~4 (略)

(労働災害防止規程)

第三十七条 労働災害防止規程には、次の事項を定めるものとする。

- 一 適用範囲に関する事項
  - 二 労働災害の防止に関し、機械、器具その他の設備、作業の実施方法等について講ずべき具体的な措置に関する事項
  - 三 前号の事項の実施を確保するための措置に関する事項
- 2 協会が労働災害防止規程に違反した会員に対する制裁の定めをする場合には、これに関する事項は、労働災害防止規程に定めなければならない。

(労働災害防止規程の認可)

第三十八条 労働災害防止規程は、厚生労働大臣の認可を受けなければその効力を生じない。その変更についても、同様とする。

- 2 厚生労働大臣は、前項の認可の申請に係る労働災害防止規程が次の各号のいずれにも適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。
- 一 内容が法令に違反しないこと。
  - 二 設定又は変更の手続が法令及び定款に違反しないこと。
  - 三 不当に差別的でないこと。
  - 四 労働者の利益を不当に害するおそれがないこと。
- 3 (略)
- 4 厚生労働大臣は、第一項の認可に関する処分又は前項の規定による変更の命令若しくは認可の取消しをしようとするときは、労働政策審議会の意見を聞かなければならない。

(関係労働者等の意見の聴取)

**第四十条** 協会は、労働災害防止規程を設定しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者を代表する者及び労働災害の防止に関し学識経験がある者の意見を聞かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(会員の順守義務等)

**第四十一条** 会員は、労働災害防止規程を守らなければならない。

2及び3 (略)

(適用除外)

**第五十八条** (略)

2 第二章(労働災害防止規程に係る部分に限る。)の規定は、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項 及び第四項 の規定による鉱山における保安（衛生に関する通気及び災害時の救護を含む。）に関しては、適用しない。

3 (略)